

⑦専修学校やこれに準ずる教育施設に在学していること  
 ⑧職業訓練を受けていること  
 ⑨育児休業期間中に保育所などを引き続き利用することが必要であると認められること  
**保育料** 施設を利用する場合の保育料は、所得に応じた負担を基本に、国が定める水準を上限として、市が設定します。  
 ※平成27年度の保育料は、今後検討し、順次ご案内します。  
 ※認定こども園しおだめ幼稚園(☎996・3268)で満3歳以上の児童の幼稚園教育を希望される場合は、施設での手続きとなります。  
**【その他】** 市外への転出予定などで、他の市区町村の保育所や認定こども園などの施設への入所を希望する場合は、受付期間が異なりますので、至急、子育て支援課へお問い合わせください。  
**【送迎保育】** 延長保育を行っている南川崎保育所・八潮ひまわり保育園を対象に、駅前保育所を起点として、送迎バスを利用しての送迎保育を行います。

●公設公営学童保育所一覧

対象者	学童保育所名	所在地	電話番号	保育時間
潮止小学校児童	わかさ学童保育所	南川崎826-3	997-7195(A組) 999-1601(B組)	[平日] 放課後～午後6時30分 [土曜日] 午前8時～午後6時30分 ※土曜日は、わかさ・やわた・だいはらの各学童保育所での合同保育
大曾根小学校児童	おおそね学童保育所	垢527	997-1249	
八幡小学校児童	やわた学童保育所	中央4-21-25	997-6821(A組) 998-1160(B組)	
柳之宮小学校児童	やなぎのみや学童保育所	柳之宮140	998-0043	
大瀬小学校児童	おおぜ学童保育所	大瀬530-1	998-9088	
大原小学校児童	だいはら学童保育所	八潮7-42-1	998-9550(A組) 998-2019(B組)	
八條小学校児童	はちじょう学童保育所	鶴ヶ曾根1	998-9006	

必要書類 ▼入所申込書▼勤務証明書  
 ※子育て支援課で配布する書類を使用してください。  
**入所基準** 保育所の入所基準①～⑨のいずれかに該当する方  
**保育料** 月額9,000円  
 ※生活保護世帯、ひとり親家庭等医療費受給世帯および2人以上の児童が入所する世帯は、申請による保育料の減額・免除の制度があります。  
 ※学童保育所に入所中の方も、改めて入所手続きが必要です。また、同一世帯内の児童の学童保育料や保育料を滞納している場合は入所できません。滞納している学童保育料や保育料を申し込み受付期間までに納入した後、お申し込みください。

●幼稚園一覧

幼稚園名	所在地	電話番号
みひかり幼稚園	八條1760	997-8341
八潮幼稚園	西袋1218-2	996-3733
小倉あさひ幼稚園	大曾根536	996-0303
青和幼稚園	八潮4-4-3	996-0127
八潮ちくみ幼稚園	鶴ヶ曾根124	995-1717

左の幼稚園は、各施設での手続きとなります。  
**幼稚園**  
 ※公設民営学童保育所の入所申し込みは、直接各学童保育所へお問い合わせください。

●公設民営学童保育所一覧

対象者	学童保育所名	所在地	電話番号	保育時間
松之木小学校児童	どんぐり学童クラブ	緑町4-1-1	996-2216	[平日] 放課後～午後6時30分 [土曜日] 午前8時～午後6時30分
中川小学校児童	ひまわり学童クラブ	古新田904-3	995-1475	
八條北小学校児童	はちじょうきた学童保育所	八條1150	936-8205	

●公設民営学童保育所  
 松之木小学校、中川小学校、八條北小学校の児童は、次の公設民営学童保育所へお申し込みください。

**平成27年度には個人住民税(市民税・県民税)の給与からの特別徴収を徹底します**

平成27年度に、個人住民税の特別徴収未実施の事業所を、原則として、特別徴収義務者に指定します。

**特別徴収とは**

特別徴収とは、事業所(給与支払者)が毎月の給料を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、従業員に代わって市に納めていただく制度です。

原則として、所得税を源泉徴収している事業所(給与支払者)の皆さんには、毎月支払う給与から従業員の個人住民税を差し引き、従業員に代わって市に納めることが法律で義務付けられています。

**特別徴収義務者に指定する対象者**

対象となるのは、所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者です。ただし、次の例外を除きます。

- 総従業員数が2人以下の事業所(専従者・乙欄・退職者を除く)
- 給与の支払いが不定期である方
- 事業専従者(個人事業主)
- 他の事業所で特別徴収されている方(乙欄該当者)
- 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職する予定の方

**特別徴収のメリット**

・従業員の一人ひとりが金融

**特別徴収義務者指定予告知書の送付**

特別徴収未実施の事業所に對し、9月下旬から10月上旬にかけて、特別徴収義務者に指定する予告知書を送付しましたので、現在特別徴収を行っていない事業所(給与支払者)の方は、平成27年度には円滑に切り替えられるように、準備をお願いします。

事業者のみならず、**個人住民税は特別徴収で納めましょう**

**屋外広告物適正化旬間の取り組み**

市では、良好な街並みを維持していくため、無許可で貼りだされた違反簡易広告物の除却作業に取り組んでいます。

**間都市デザイン課 ☎346**

屋外広告物の適正化を推進するため、国では、毎年9月1日～10日を屋外広告物適正化旬間と定め、屋外広告物法および条例の普及啓発や違反広告物に対する国民や企業の意識啓発などを推進しています。

市では、県金融課および草加警察署生活安全課と共同で、9月3日にヤミ金融広告物などの除却作業を実施し、400枚を超える違反広告物を除却しました。



住宅の塀や駐車場のフェンスなどに無断で貼られた広告物がある場合、都市デザイン課へご相談ください。

**無断で貼られたヤミ金融などの広告でお困りの方へ**

**2つの給付金申請受付中**

☐平成27年1月5日(月)まで

- 臨時福祉給付金
 

☒平成26年度の市民税が課税されていない方(課税者の扶養親族を除く)
- 子育て世帯臨時特例給付金
 

☒平成26年1月分の児童手当を受給している方(所得制限有り)

必ず期間内に申請してください。支給要件など、詳しくは、お問い合わせください。

☎八潮市臨時給付金専用電話(通話料無料) ☎0800-805-7733 (受付=午前9時～午後5時※土・日曜日、祝日を除く)、  
 社会福祉課臨時給付金担当 ☎246